

解約料の実態に関する研究会の開催について

1. 開催趣旨

消費者契約法第9条第1項第1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項（いわゆる「解約料条項」）であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき「平均的な損害」の額を超えるものは、超過部分について無効とすることを定めている。

この規定に対しては、「消費者契約に関する検討会報告書」（令和3年9月）において、「平均的な損害」の解釈の明確化や消費者及び適格消費者団体の立証負担の軽減に関する指摘がされたほか、実際のビジネスにおいて解約料を定めるに当たっては必ずしも損害の発生を前提としていない場合があり、「平均的な損害」の額との関係のみで解約料の規律を考えることは適切とはいえないとの意見があることを踏まえ、「平均的な損害」の概念を見直すことを将来的に検討課題とすることが考えられるとの指摘がされた。また、令和4年5月25日に成立した「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第59号）に対する附帯決議でもこれらの指摘に係る事項について引き続き検討することとされた。

これらの指摘を踏まえて、解約料に関する適切なルール作りを行っていくためには、当該議論の土台となる実際のビジネスにおける解約料の実態を検証することから始める必要がある。

また、解約料に関する消費生活相談の件数は直近10年間で3万件を超える水準で推移している。このような状況を改善するためには、消費者が解約料の支払に際してどのような不満を感じているのかを把握し、当該不満を減らすような仕組みを検討することも有益と考えられる。

このような議論を進めるため、実際のビジネスにおける解約料の実態や消費者の解約料の支払に対する意識を明らかにし、その実態等を踏まえた望ましいルールの在り方を検討するため、「解約料の実態に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 主な研究事項

- （1）解約料の実態の検証
- （2）解約料の支払に対する消費者の意識
- （3）解約料の実態を踏まえた望ましいルールの在り方

3. 委員

- (1) 研究会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 研究会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

研究会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

(参考)

**消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の
一部を改正する法律に対する附帯決議（抜粋）**

＜衆議院消費者問題に関する特別委員会（令和４年４月１９日）＞

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始すること。

三 一の検討の際には、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。

＜参議院消費者問題に関する特別委員会（令和４年５月２０日）＞

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始し、必要な措置を講ずることとすること。

三 一の検討の際には、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について検討するとともに、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。